

医療法人 啓和会
野末デイサービスセンター
療養通所介護（地域密着型通所介護）

重要事項説明書

個人情報使用同意書

利用契約書

医療法人 啓和会

重要事項説明書

1 事業の目的及び運営方針

1 目的

医療法人啓和会が開設する医療法人啓和会 野末デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）が行う療養通所介護事業（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、事業所の看護職員又は介護職員（以下「従業者」という。）が、当該事業所において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等の適切な療養通所介護を提供することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 事業の実施に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- (2) 事業の実施に当たっては、その状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努める。また、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (3) 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 事業所の概要

事業所名	医療法人啓和会 野末デイサービスセンター
所在地	神奈川県川崎市川崎区京町3-32-1 京町ビル1F
事業者指定番号	1475002828号

管理者・連絡先	管理者 水野 加奈子 電話 044-333-8773
通常の事業の実施地域	川崎区全域、幸区全域 上記外の地域の利用は管理者と相談調整の上、決定する。
併設サービス	(介護予防) 訪問看護
第三者評価の実施状況	実施なし

3 事業所の職員体制等

職種	職務の内容	員数
管理者	管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。	1名（常勤兼務1名）
看護職員	看護職員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練等の業務に当たる。	10名 (常勤専従3名、常勤兼務6名、非常勤兼務1名)
介護職員	介護職員は、療養通所介護の業務に当たる。	6名 (常勤専従4名、非常勤専従1名、非常勤兼務1名)

4 営業日及び営業時間

営業日・サービス提供日：月曜日から土曜日とし、祝日は営業しません。

営業時間：午前8時から午後5時

サービス提供時間：午前8時30分から午後5時

(注) 年末年始(12/29～1/3)は「祝祭日」の扱いとなります。

5 療養通所介護等の内容

- 1 日常生活上の世話
- 2 食事の提供
- 3 入浴
- 4 機能訓練
- 5 レクリエーション
- 6 健康チェック
- 7 送迎

- 8 相談
- 9 家族指導

6 利用料その他の費用の額

- 1 療養通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該療養通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は「重要事項説明書別紙 療養通所介護サービス説明書」のとおりとする。
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う療養通所介護に要した交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から片道5キロメートル以内の場合: 1回 200円(往復)
通常の事業の実施地域を越えた所から片道5キロメートル以上の場合: 1回 250円(往復)
- 3 利用者の希望によるその他の費用
 - (1) 昼食代 432円(税込)、低蛋白食 874円(税込)、ソフト食 702円(税込)、おやつ代 70円(税込)
 - (2) おむつ代 210円、パット代 50円
 - (3) 教養娯楽費 実費
 - (4) 急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。ただし、不慮の事態に際し、利用がキャンセルになった場合はこの限りではない。

前日の午後5時までに連絡がない場合 昼食代・おやつ代相当額
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

7 虐待防止のための事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

8 事故発生時の対応

- 1 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

9 緊急時等の対応及び主治医、緊急時対応医療機関との連携体制

- 1 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急時対応医療機関と連携し、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

主治医	病院名	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先	氏名（続柄）：
	連絡先：

緊急時対応医療機関	医療法人啓和会 野末整形外科歯科内科
	電話番号：044-355-1561

10 苦情に対する対応方針及び苦情相談体制

- 1 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- 2 事業所は、自らが提供したサービスに關し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って行う。

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

お客様相談窓口	窓口責任者	水野 加奈子
	ご利用時間	平日 9:00~17:00
	ご利用方法	電話番号 044-333-8773
		FAX 番号 044-366-8763

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

川崎市介護保険課	電話番号 044-200-2678
川崎区高齢・障害課	電話番号 044-201-3282
幸区高齢・障害課	電話番号 044-556-6689
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 0570-022110 《苦情専用》 受付時間 8時30分~17時15分 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

1.1 秘密保持

- 1 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

1.2 従業者の研修

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 繙続研修 年3回以上

1.3 法人概要

名称・法人種別	医療法人啓和会
代表者名	理事長 神山 重子
本社所在地・電話	川崎市川崎区小田5-1-3 電話 044-355-1561
業務の概要	診療所（整形外科、歯科、内科）、居宅療養管理指導、地域包括支援センター、（予防）居宅介護支援、（予防）通所リハビリテーション、（予防）訪問リハビリテーション、（予防）訪問看護、（予防）訪問

	介護、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、(予防)認知症対応型通所介護、(予防)認知症対応型共同生活介護、介護予防短時間通所サービス、(予防)小規模多機能型居宅介護、療養通所介護、通所介護、サービス付高齢者向け住宅、保育園、訪問マッサージ
--	--